

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

| No. | 事業名 | 戦略P・ 主要事業 ※ | 事業の目的 | 事業内容 | | 事業の 進捗状況 | H28 事業費 (千円) | 開始年度 | 日本一 施策 事業 | 施策目標を達成するための取組方針 |
|-----|--|-------------------|---|---------------------|---|-------------|--------------------|-------------------------|-----------------|--|
| | | | | 対象者・物(誰・何に) | 取組(何を) | | | | | |
| 1 | 国保サポーター活用事業 | | 国保サポーターを活用した国民健康保険情報の発信 | 国民健康保険被保険者 | ・季刊紙(「国保だより」)の作成・発行 | 計画どおり | 1,141 | H23 | | 被保険者(国保サポーター)との健康づくり等に関する共同活動を通して季刊紙(「国保だより」)を作成し、被保険者へ情報発信を行うことは、被保険者の国民健康保険事業に対する理解や健康づくりの促進とともに、被保険者と保険者間のよりよいリレーションシップ(信頼関係)の構築に効果的であることから、引き続き国保サポーターを活用した国保だよりの作成・発行による情報発信に努めていく。 |
| 2 | 特定健康診査等事業 | ○★ | 被保険者の生活習慣病等の早期発見・予防 | 40歳から74歳の国民健康保険被保険者 | ・特定健康診査・特定保健指導の実施 | 計画どおり | 232,068 | H20 | | 特定健康診査については、様々な媒体による周知啓発や市民が受診しやすいよう会場・日程の拡大に取り組むとともに、集団健診予約センターによる個別電話受診勧奨などの未受診者対策の強化を図り、受診率向上に努めていく。特定保健指導については、引き続き健診サポート事業を継続して実施していくとともに、コールセンターによる個別電話受診勧奨を実施するなど、未利用者への利用勧奨を粘り強く実施することにより、実施率向上に努めていく。 |
| 3 | 健康づくり推進(健康調査指導)事業 人間ドック・脳ドック受診の推進 | | 被保険者の疾病の早期発見・早期治療 | 40歳から74歳の国民健康保険被保険者 | ・人間ドック・脳ドック健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人) | 計画どおり | 32,800 | S59(人間) H9(脳) | | 人間ドック・脳ドックの受診を促進するとともに、特定健康診査との同時受診を推進するため、引き続き補助制度の実施及び国保だよりや広報うつのみや等による周知啓発を行っていく。 |
| 4 | 健康づくり推進(健康調査指導)事業 ジェネリック医薬品の普及促進 | ★ | 被保険者のジェネリック医薬品への理解・普及を促進 | 国民健康保険被保険者 | ・ジェネリック医薬品差額通知の送付 ・「ジェネリック医薬品希望シール」の保険証更新時配布 | 計画どおり | 2,209 | H24(差額通知) H28(希望シール) | | ジェネリック医薬品未利用者に対して差額通知を送付するほか、年2回発送する医療費通知の裏面を利用し、ジェネリック医薬品の普及促進を図っていく。 |
| 5 | 健康づくり推進(医療費通知)事業 | | 被保険者自身の健康意識の向上、適正受診の促進 | 国民健康保険被保険者 | ・医療費通知の送付 | 計画どおり | 11,133 | S58 | | 被保険者に自身の健康及び国民健康保険制度に対する意識を高めてもらうことを目的に医療費通知を送付し、適正受診の推進に努めていく。 |
| 6 | レセプト点検事業 | | レセプトの資格確認及び内容点検による給付の適正化 | 国民健康保険被保険者 | ・適正なレセプト点検の実施 | 計画どおり | 98,450 | S61 | | 給付の適正化を図るため、引き続き被保険者の資格やレセプト内容の点検を行っていく。 |
| 7 | ヘルスプランうつのみや事業 重複・多受診者への保健指導 | | 重複・多受診者への保健指導の実施による医療機関への適正受診 | 国民健康保険被保険者 | ・保健指導の実施 | 計画どおり | 0 | H26 | | 文書や電話、訪問等の保健指導を実施したことにより、医療機関への受診行動の改善に一定の効果があったことから、引き続き、保健指導を継続的に行っていく。 |
| 8 | ヘルスプランうつのみや事業【再掲】 生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進 | ○★ | 糖尿病リスクを抱える医療機関未受診者への保健指導による生活習慣病の発症予防・重症化予防 | 40歳から74歳の国民健康保険被保険者 | ・保健指導の実施 | 計画どおり | 0 | H26 | | 平成26年度より、特定健診のデータで糖尿病が疑われる方に文書・電話・訪問等で、医療機関への受診に向けた保健指導を実施してきたが、平成27年度から特定健診にヘモグロビンA1c検査が必須化され、治療対象者が更に増加するため、保健指導の強化に努めていく。その強化にあたっては、「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」に基づき、対象者抽出基準の見直しを行うなど、医療機関の早期受診が必要な市民に対し、確実に治療につなげられるよう、より効果的な取り組みを図っていく。 |
| 9 | 賦課徴収事業 | | 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上 | 国民健康保険被保険者 | ・二重資格者の解消 ・各種催告(文書、臨戸)の実施 ・ペイジー収納とコンビニ収納の拡大 ・滞納処分の実施 | 計画どおり | 166,854 | S29 | | 国民健康保険税の適正賦課と収納率向上を図り、国民健康保険制度を安定的に運営するため、引き続き宇都宮市国保経営改革プラン及び国保アクションプランに基づき、二重資格者の解消など国保税賦課の適正化や、ペイジー収納やコンビニ収納の利用拡大に取り組むとともに、平成29年度から事務嘱託員の増員により、現年度分の収納対策や納付資力のある滞納者への滞納処分の強化に一層取り組んでいく。 |
| 10 | 口座振替の加入促進事業 | ★ | 口座振替促進による納期内納付の推進 | 国民健康保険被保険者 | ・口座振替の加入促進 | 計画どおり | 716 | S57 | | 被保険者の利便性向上及び納期内納付の推進を図るため、引き続き口座振替加入キャンペーンの実施や口座振替勧奨通知の送付などによる積極的な勧奨を図るとともに、ペイジー口座振替受付を活用した窓口等での加入勧奨や広報活動などに取り組んでいく。 |
| 11 | 納税コールセンター運営事業 | | 納税コールセンターを活用した効果的・効率的な催告の実施 | 国民健康保険被保険者 | ・電話催告や文書催告の実施 | 計画どおり | 7,709 | H21 | | 効果的・効率的に催告を実施するため、平日昼間及び休日・夜間の電話催告や、文書催告により納付催告の徹底を図っている。引き続き納税コールセンターを活用し、早期に自主納付の呼びかけを行うことにより滞納者の削減に努め、収納率向上を図っていく。 |
| 12 | 健康診査推進事業 | | 被保険者の疾病の早期発見・早期治療 | 後期高齢者医療被保険者 | ・健康診査実施の周知・啓発 | 計画どおり | 0 | H20 | | 疾病の早期発見・早期治療による被保険者の健康の保持増進と中長期的な医療費の適正化を図るため、引き続き広報紙やメディア等を活用したPRに取り組み、受診率の向上を図っていく。 |
| 13 | 健康づくり推進事業 | | 被保険者の疾病の早期発見・早期治療 | 後期高齢者医療被保険者 | ・人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人) | 計画どおり | 6,480 | H23 | | 疾病の早期発見・早期治療による被保険者の健康の保持増進と中長期的な医療費の適正化を図るため、引き続き補助制度の継続実施と広報紙やメディア等を活用したPRに取り組み、人間ドック・脳ドックの受診者の増加を図っていく。 |
| 14 | 徴収事業 | ★ | 後期高齢者医療保険料の収納率向上 | 後期高齢者医療被保険者 | ・各種催告(文書、電話、臨戸)の実施 ・口座振替の加入促進 | 計画どおり | 12,553 | H20 | | 後期高齢者医療保険料の収納率の向上を図るため、引き続き納税催告センターを活用した納付指導や口座振替勧奨等による現年度分の収納対策の強化に取り組む、併せて長期滞納者への臨戸訪問指導や、納付資力のある滞納者に対するカラー催告、差押等に取り組んでいく。 |

4 今後の施策の取組方針

| 今後の方向性 | |
|--|--|
| <p>課題</p> <p>◆国民健康保険事業については、被保険者の健康の保持増進のため、各種健診事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳ドック)の受診率向上を図るとともに、引き続き医療費適正化に向けて、ジェネリック医薬品の普及促進やレセプト点検の強化のほか、健診データやレセプトデータを活用した効果的な保健事業に取り組む必要がある。また、財政基盤の強化を図るため、口座振替の加入促進や納税者の利便性向上につながるペイジー収納やコンビニ収納の利用拡大に取り組むとともに、滞納者への納税指導・滞納処分の強化など、より一層収納率の向上に取り組む必要がある。</p> <p>◆後期高齢者医療制度については、被保険者の健康の保持増進のため、健康診査や人間ドック・脳ドックの受診促進を図る必要がある。また、保険料収納率の向上を図るため、75歳到達時の保険加入初期の段階において制度周知の徹底を図るとともに、口座振替の加入促進に努め、確実に保険料を徴収できる環境を整えることが必要である。さらに、滞納者については、滞納状況の段階に応じた納付指導・滞納処分の強化を図る必要がある。</p> | <p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆医療保険制度の適正な運営に向け、国民健康保険事業については、各種健診事業の受診環境整備などにより受診率の向上を図るとともに、ジェネリック医薬品の普及促進や、健診データ等を活用した生活習慣病の重症化予防により効果的・効率的に取り組むことなどにより、医療費適正化を図る。また、収納率の向上を図るため、口座振替の加入促進やペイジー収納・コンビニ収納の利用拡大、滞納者への納付指導・滞納処分の強化に取り組む。 ◆後期高齢者医療制度については、健康診査受診率の向上や人間ドック・脳ドック受診者の増加を図るため、広報紙やメディア等を活用した周知啓発に取り組むとともに、収納率の向上を図るため、納付指導や口座振替勧奨、滞納処分などの各種収納対策に取り組む。</p> <p>〈主要事業〉 ◆特定健康診査等事業 特定健康診査については、様々な媒体による周知啓発や市民が受診しやすい会場日程の拡大に取り組むとともに、集団健診予約センターによる個別電話受診勧奨などの未受診者対策の強化を図り、受診率向上に努めていく。 特定保健指導については、引き続き健診サポート事業を継続して実施していくとともに、コールセンターによる個別電話受診勧奨を実施するなど、未利用者への利用勧奨を粘り強く実施することにより、実施率向上に努めていく。</p> <p>◆ヘルスプランうつのみや事業(生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進) 平成26年度より、特定健診のデータで糖尿病が疑われる方に文書・電話・訪問等で、医療機関への受診に向けた保健指導を実施してきたが、平成27年度から特定健診にヘモグロビンA1c検査が必須化され、治療対象者が更に増加するため、保健指導の強化に努めていく。 その強化にあたっては、「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」に基づき、対象者抽出基準の見直しを行うなど、医療機関の早期受診が必要な市民に対し、確実に治療につなげられるよう、より効果的な取り組みを図っていく。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆賦課徴収事業 国民健康保険税の適正賦課と収納率向上を図り、国民健康保険制度を安定的に運営するため、引き続き宇都宮市国保経営改革プラン及び国保アクションプランに基づき、二重資格者の解消など国保税賦課の適正化や、ペイジー収納やコンビニ収納の利用拡大に取り組むとともに、平成29年度から事務嘱託員の増員により、現年度分の収納対策や納付資力のある滞納者への滞納処分の強化に一層取り組んでいく。</p> |